

## ◎申請期間

・スポーツ施設の申請受付期間

- ①スポーツ施設を使用しようとする者が山武市に在住又は勤務をする者であるとき  
⇒使用日の属する月の3か月前の月の1日から使用日の3日前まで
- ②スポーツ施設を使用しようとする者が市内の宿泊施設を利用する団体であり、かつ、当該宿泊施設が代理で申請を行うとき  
⇒使用日の属する月の3か月前の月の15日から使用日の3日前まで
- ③前に掲げる者以外の者 使用日の属する月の1か月前の月の1日から使用日の3日前まで

## ◎抽選予約の手順

- ①市内在住・在勤の方は、使用月の3か月前となる毎月1日より7日までの間、市内宿泊業者の方は使用月の3か月前となる毎月15日より21日までの間、システムを利用し、使用を希望する施設及び日時  
の受付を行います。
- ②希望する施設が重複する場合は、コンピュータによる自動抽選を行い、当選者を決定します。
- ③市内在住・在勤の方は使用月の3か月前となる毎月8日、市内宿泊業者の方は使用月の3か月前となる毎月22日に、抽選結果を通知しますので確認をお願いします。
- ④毎月の抽選終了後、原則7日以内に、施設の受付窓口へ使用許可申請書を提出し、使用料の支払いをお願いします。
- ⑤使用許可書を交付します。

※指定期日までに使用許可申請書を提出しないと、キャンセルと判断され予約は取り消しになるのでご注意ください。

## ◎随時申込について

・スポーツ施設は、市内在住・在勤者、市内宿泊業者の抽選処理が完了すると、毎月1日より、抽選で予約の入らなかったコマの仮予約を先着順にて受け付けます。(翌々月分の随時予約が可能です。)

※システムを利用した随時申込は、使用日の10日前までとなりますのでご注意ください。

※使用施設窓口での予約もできます。

## ◎申請の変更・取消しについて

・スポーツ施設の申請の変更・取消については、下記のとおりとなります。

- ①使用日の1か月前までに使用の変更を申し出たときは、管理運営上支障がない場合に限り使用の変更を受け付けます。
- ②使用日の1か月前までに使用の取消を申し出たときは、使用料の全額を還付します。
- ③使用日の7日前までに使用の取消を申し出たときは、使用料の2分の1を還付します。